

## 福岡県福祉サービス第三者評価機関業務実施要領

(目的)

第1条 福岡県福祉サービス第三者評価機関の評価業務の実施要領を次のように定める。

(契約書)

第2条 福岡県福祉サービス第三者評価機関の評価業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第2項に規定する「契約書」には、次に掲げる事項を定めること。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価項目及び手法
- (4) 評価調査者
- (5) 契約金額及び支払い
- (6) 評価機関の義務
- (7) 評価機関及び評価調査者の個人情報保護に関する取扱い、守秘義務、禁止行為
- (8) 公表及び福岡県推進組織への報告
- (9) 受審事業者の義務
- (10) 契約の変更及び解除
- (11) 損害賠償及び苦情対応

(書面調査)

第3条 実施要綱第4条第2項に規定する「事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 事業者プロフィール
- (2) 事業概要（施設概要）
- (3) パンフレット
- (4) 決算書及び付属書類（前年度）
- (5) 事業報告書（前年度）
- (6) 事業計画書（当該年度）
- (7) 組織図（事務分掌表）

(利用者の意向の把握調査)

第4条 実施要綱第5条に規定する「利用者の意向の把握調査」は、事業所のサービス種別に応じて、事前アンケートにより調査を行う。

但し、アンケート調査実施が困難な場合は、事前に事業所と協議の上、別途調査方法を定めた上で実施する。